

第9期第2回福岡市男女共同参画審議会（令和3年2月2日）

福岡市男女共同参画基本計画（第4次）（案）に対して
寄せられた市民意見及び意見に対する考え方について

令和3年2月

福岡市男女共同参画審議会

福岡市男女共同参画基本計画(第4次)(案)のパブリック・コメントを令和2年11月5日から同年12月4日まで実施しました。

その結果、29人及び4団体から、合計で133件のご意見等を頂きました。

頂いたご意見及び意見に対する審議会の考え方を取りまとめ、福岡市男女共同参画基本計画(第4次)(案)のパブリック・コメント結果として公表いたします。

なお、提出されたご意見や要望等は、公表の便宜上、並び替えを行っております。

市民意見分類

※()内はいただいたご意見を踏まえ、計画案を修正した件数

福岡市男女共同参画基本計画（第4次）原案 パブリック・コメント結果について

市民意見総数（29人・4団体／ 133件）

凡例
①原案どおり ②記載あり ③修正

1. 基本計画全般

意見 番号	頁	施策 の方 向	具体 的施 策	意見の要旨	意見全文	意見に 対する 対応	意見に対する考え方
109				第4次計画策定にあたり、若い世代やDV等の当事者は関わっているのか。	・作成にあたって若い人達（20代～30代）や当事者（DV・セクハラ等）がかかわっているのでしょうか？そこは基本と思うのですが。	①	第4次計画の策定につきましては、各事業の参加者の声や、市政に関する意識調査等の結果を踏まえて計画案を作成し、パブリック・コメントにより幅広く市民に意見を求めています。

2. 計画総論（計画策定にあたって）

意見 番号	頁	施策 の方 向	具体 的施 策	意見の要旨	意見全文	意見に 対する 対応	意見に対する考え方
50	9			第4次計画では、DV対策において加害者対策に力を入れることを明記すべきである。また、企業でのセクハラ・パワハラの加害者の矯正プログラムを市として行うべきではないか。	項目名（配偶者等からの暴力（DV）の防止や貧困などの困難を抱える女性への支援） 被害者支援と加害者対策は、DV対策の両輪です。片方だけでは成り立ちません。他国でもセットで行われています。これまで日本で軽視されたことへの反省を込めて、第四次基本計画で、加害者対策に福岡市として、本気で取り組むことを明記すべきだと考えます。 DV加害者だけでなく、企業でのセクハラ加害者、パワハラ加害者への矯正プログラムを市として引き受ける施設・人材・予算が必要です。すぐにできなくとも、予算をつけて、道筋をたて、試行することはできるはずです。	①	DV加害者には自らがDV加害を行っている認識がないことが多いため、加害者が更生プログラムの受講に至るには、裁判所から加害者にプログラムの受講を命じる受講命令などの法的な枠組みの整備が必要だと思われます。 現在、我が国の裁判所命令は被害者の保護命令しかなく、受講命令の枠組みがないため、加害者対策については国による加害者更生プログラムの検討状況や法的な枠組みの整備などの動向を注視しながら、関係機関と連携した支援のあり方について検討してまいります。 また、職場におけるセクハラ等のハラスメント防止は事業主に義務付けられていることから、関係機関と連携し、社内方針の明確化や相談体制の整備など、企業への支援をしてまいります。
97	3			国内の社会情勢の変化に関する記述について、「困窮する方が増加する可能性もある」と記載があるが、すでに増加している現実があるのではないか。	項目名（国内の社会情勢の変化） 18行目～21行目 ～失業などで生活に～困窮する方が増加する可能性もあるため、～ →すでに現実としてある	③	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 P 3 の18行目～ 特に、女性の就業者の多い非正規雇用、中でも宿泊、飲食サービス業等への影響が強く現れていることから、こうした方々の生活を支える「非常時」における支援が課題となっています。
98	3 4			「国等の動き」について、コロナ禍においてDVが増加している現実や背景を追記すべきではないか。	項目名（国等の動き） 法的な強化については書いてあるが、コロナ禍においてDVが増加している現実や背景についてはふれられていない。	②	P 33 13行目～記載あり
99	5			「③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」と「④子育て・介護支援の充実」は同じ項目で良いのではないか。	項目名（主な取り組みと成果） 第3次では6項目であったがこの部分は7項目になっている。 「④子育て・介護支援の充実」が別項としてあげられている。 本来であれば「ワーク・ライフ・バランス」の項でよいと思うが何か意図があるのでしょうか？	①	「仕事と生活の調和の推進」及び「子育て・介護支援の充実」については、第3次基本計画において重点施策として取り組んでいることから、その成果を各々説明したものです。
100	5			市立高校、私立の学校、大学に関する男女平等教育及び男女混合名簿の推進はどうなっているのか。	項目名（男女平等教育の推進） ・市立高校・私学・大学についてはどうなっているのか？ ・男女混合名簿についても中学校はやっと100%になりました(拍手)が高校、私学、大学は？	①	現在実施している中学生を対象とした出前講座（セミナー）を市立高校まで拡大することについては、高校のカリキュラムの都合上難しい状況です。また、市立高校のうち2校は男女混合名簿を採用しており、未採用の学校に対して働きかけを行っていく予定です。 私立の学校、大学の男女平等教育の状況に関しては把握しておりませんが、大学生等を対象に、男女共同参画に関する理解を深めるための啓発セミナーを実施してまいります。

意見 番号	頁	施策 の方向	具体的 施策	意見の要旨	意見全文	意見に 対する 対応	意見に対する考え方
101	5			「③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」の男性職員の育児休業取得率に関する記述を改めるべきではないか。	項目名（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進） 最後の「21.4%となり、平成27年度の9%から大幅に増加しています」 →もともと低い！まだ5人に1人しかとれていない。もっとアクセルを踏むような表現に。	①	福岡市特定事業主行動計画に基づき男性職員の家事育児参画の促進に取り組んでおり、男性職員の育児休業取得率は増加傾向にありますが、引き続き、同計画に基づき取り組みを行ってまいります。
102	7			「社会全体で見た場合の男女の地位が平等になっていると思う人の割合」が平成25年度より減少している原因分析をすべきではないか。	項目名（社会全体で見た場合の男女の地位が平等になっていると思う人の割合） 平成25年度の初期値から全体・女性・男性とも減少しているがその原因分析がなされていない。そこが今後に重要では？	①	第2次、第3次の数値目標としていた「社会全体で見た場合の男女の地位の平等感」の数値は、福岡市だけではなく、あらゆる場面での男女共同参画が進んだ結果によって、はじめて成果が数値に反映される性格のものと考えております。そのため、福岡市という一都市で、5年間の計画において、成果を反映するのは困難と考えており、今後の長期的な参考指標として推移を見ていきたいと考えております。 なお、「平等」と回答した人の割合は減少しておりますが、一方で、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答した人の割合は、前回調査よりも5.3ポイント下がっており、平成15年度の調査以降、最も低い割合となっていることから、これまでの取り組みの一定の成果は出ているものと考えております。
72	7 10			意識改革の必要な課題は、年齢の早い時期からの教育実践が必要である。	項目名（数値目標の達成状況、今後の課題） 数値化の結果に対しての(3)課題について このような意識変革の必要な課題は、年齢の早い時期からの教育実践が「要」と思います。幼稚園（保育園）などケアする教員の納得できる研修の実践として、早い年齢の教育です。	②	P27「2 教育に携わる者への研修の充実」において、「保育所職員等」研修として、地域型保育事業所、幼稚園型認定こども園、公立保育所の保育士等を対象として、男女平等教育推進に向けた研修を実施しております。
115	10			男女共同参画課・女性活躍推進課のアミカスへの移転を疑問視する。	項目名（推進体制上の課題） 事業の企画・立案など総合的な企画調整機能の強化は重要です。これらは男女共同参画課・女性活躍推進課が市長直属の部署と常に綿密な計画を練って欲しいと思うのですべてをアミカスに移すのは如何なものでしょう。アミカスは、強力な実践・指導等の拠点として強化することを期待します。	①	男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転につきましては、アミカス利用者や、市民の皆さまのニーズを的確に把握した事業の企画・立案など、総合的な企画調整機能の強化を図るため実施するものであり、福岡市男女共同参画基本計画（第4次）の目標達成に向けて、男女共同参画部が一体となり、関係部署との連携をこれまで以上に図りながら、しっかりと取り組んでまいります。

2. 計画総論

意見 番号	頁	施策 の方 向	具体 的施 策	意見の要旨	意見全文	意見に 対する 対応	意見に対する考え方
78	11 12 13			国連の2030アジェンダの趣旨を踏まえ、SDGsに関する記述を変更するべきではないか。	項目名（第4次基本計画的考え方-福岡市がめざす姿） （意見） 男女共同参画社会の実現に向けてSDGsが取り上げられていることは良いと思います。国連の2030アジェンダの前文には、「ジェンダー平等と女性と女子のエンパワーメントは、2030アジェンダの根幹であり、全目標にジェンダー視点を主流化する」と書かれています。したがって「男女共同参画社会実現のために、ジェンダーの主流化を踏まえたSDGsの取り組みが重要です」と明記すべきです。	③	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 P11の1行目～ 平成27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標5に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことが掲げられるとともに、アジェンダの実施において、ジェンダーの視点を主流化していくことは不可欠であるとされています。
19	11 13				項目名（第4次基本計画の基本的考え方-福岡市がめざす姿） （意見） SDGsが取り上げられていることは評価したい。国連の2030アジェンダについては、目標5の「ジェンダー平等と女子のエンパワーメント」だけではなく、前文や宣言でジェンダー平等が17目標すべての実現に貢献し、アジェンダの実施にジェンダー主流化が不可欠であると謳われていることに注目すべきではないか。したがって13ページに福岡市総合計画の中で取り組んでいますと言っているだけなので、「男女共同参画社会実現のために、ジェンダーの主流化を踏まえたSDGsの取り組みが重要です」と書くべきではないか	③	
47	12			第3次計画同様、地域活動を一つの基本目標として位置づけてほしい。	項目名（福岡市が目指す男女共同参画社会） 計画第3次では、基本目標⑥として地域活動があげられていましたので、これまで⑥を中心に学習しながら進めてきました。第4次では基本目標①の中に3.として位置づけられていますが、それぞれの校区で何かと広げることの難しさを感じながら活動している私達にとっては、やはり「地域」は1つの大きな目標として位置づけてほしいと思います。	①	第4次計画については、男女共同参画の意識啓発が実践につながるよう、ライフステージに合わせた男女平等教育や地域における男女共同参画の推進を一体的に取り組んでまいりたいとの考え方から、第3次計画における、基本目標1「男女平等意識が浸透した社会を目指します」と6「地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します」を整理しております。引き続き「地域における男女共同意識の浸透と活動支援」については重点的に取り組む施策とし、関係機関や地域などと連携して進めてまいります。

意見 番号	頁	施策 の方 向	具 体 的 施 策	意見の要旨	意見全文	意見に 対する 対応	意見に対する考え方
51	12			基本目標2の内容に関する記載がわかりにくいため、「あらゆる暴力が根絶されるよう、被害者支援や加害者対策に取組み」と変更してはどうか。	項目名（あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会） 「配偶者からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、あらゆる暴力が根絶されるよう、被害者支援や加害者対策に取り組み、貧困、高齢、障がい等により困難を抱える人が安心して暮らせる社会を目指します。」の方がいいと考えます。 （理由） 内容が分かりにくいです。他の項目は、主体的にやれることですが、暴力を受けないこと（被害者にならないこと）は主体的にやれることではありません。	①	基本目標2については、配偶者からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの暴力について、暴力が起きてしまった後の対応だけでなく、暴力の未然防止に取り組むことが目標であるとして整理しております。 上記の目標に主体的に取り組むため、今後も暴力防止の広報・啓発を進めてまいります。
52	12			基本目標5の内容に関する記載について、「意思決定にかかわる全員が」と追記してはどうか。	項目名（あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会） 「市の審議会等委員、市役所の管理職などの女性比率が一層高まり、市の政策・方針決定に男女が共に参画するとともに、地域においては、諸団体の長への女性の就任が進み、 意思決定にかかわる全員 が男女共同参画の視点を持って、無身近な暮らしの場での地域課題の解決に取り組むことにより、様々に立場を考慮した政策などの立案・実施が可能になる社会を目指します。」の方がいいと考えます。 （理由） 女性の割合が増えるだけでは不十分です。ジェンダーギャップ指数153か国中121位の状態で市民の意見を代表して意思決定されれば、男女共同参画にとって逆進性の高い決定になってしまいます。意思決定にかかわる全員が、男女共同参画の視点をもつ必要があります。男女共同参画の視点もって行動できることが、意思決定機関に入る資格にする必要があります。	②	基本目標1「あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会」において、ライフステージに応じた啓発や、地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援に取り組むこととしております。 基本目標5については、市の政策・方針決定過程に男女がともに参画するための施策として、審議会等委員や市役所の女性管理職、地域の諸団体の長等への女性の登用を促進するものです。
79	13			第4次基本計画の位置づけの中に、「福岡県性暴力根絶条例（略称）」に基づく施策を実施することを明記してほしい。	項目名（第4次基本計画の位置づけ） （意見） （3）を「DV防止法」および「福岡県における性暴力を根絶し、性暴力から県民を守るための条例」との関連に表題を変更し、DV防止法だけでなく、平成31(2019)年3月に公布され、2020年5月に全面施行された「福岡県性暴力根絶条例（略称）」に基づく施策を実施することを明記します。	①	当項目については、上位計画である「福岡市総合計画」と、法律に基づいた計画である「福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」「福岡市働く女性の活躍推進計画」との関連を記載しているものです。
103	14			国立女性会館の男女共同参画セミナーへの参加者が少ない。	項目名（男女共同参画推進センター等からの啓発・学習の全市的展開） （6）男女共同参画に関する調査・研究 毎年国立女性会館(埼玉、NWE C)において男女共同参画セミナーが行われています。これまで3回参加していますが、福岡からの参加が少ない。行政関係者・担当職員は参加されているのでしょうか？できればチームとして参加し、交流・発信したい。	①	国立女性会館（NWE C）の男女共同参画セミナーには、これまでも男女共同参画部の職員が参加しております。 チームとしての参加につきましては、各区や七区男女共同参画協議会に意見を伺ってまいります。

意見 番号	頁	施策 の方 向	具 体 的 施 策	意見の要旨	意見全文	意見に 対する 対応	意見に対する考え方
53	14			D Vにおいても、セクハラにおいても、加害者をケアする仕組みが必要ではないか。	項目名（あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会） D Vにおいても、セクシュアル・ハラスメントにおいても、加害者対策に触れられていません。双方に加害者対策についての項目が必要です。 どちらについても言えますが、法律で罰を受けるのは、極々少数です。被害者が勇気をもって告発しても、ほとんど野放しになります。特定された加害者をケアする仕組みが必要です。	①	D Vにおいては、D V加害者に自らがD V加害を行っている認識がないことが多いため、加害者がケアを受けるに至るには、裁判所から加害者にプログラムの受講を命じる受講命令などの法的な枠組みの整備が必要だと思われます。 現在、我が国の裁判所命令は被害者の保護命令しかなく、受講命令の枠組みがないため、加害者対策については国による加害者更生プログラムの検討状況や法的な枠組みの整備などの動向を注視しながら、関係機関と連携した支援のあり方について検討してまいります。 また、職場におけるセクハラ等のハラスメント防止は事業主に義務付けられていることから、関係機関と連携し、社内方針の明確化や相談体制の整備など、企業への支援をしてまいります。
104	14			D Vについて、加害者に対する取組みが必要ではないか。	項目名（基本目標2） D Vについて、被害者に対する様々な取組はあるが、「加害者に対する更生への取り組み」が必要ではないか。 全国には「加害者更生プログラム」を実施している自治体・団体がある。	①	D V加害者には自らがD V加害を行っている認識がないことが多いため、加害者が更生プログラムの受講に至るには、裁判所から加害者にプログラムの受講を命じる受講命令などの法的な枠組みの整備が必要だと思われます。 現在、我が国の裁判所命令は被害者の保護命令しかなく、受講命令の枠組みがないため、加害者対策については国による加害者更生プログラムの検討状況や法的な枠組みの整備などの動向を注視しながら、関係機関と連携した支援のあり方について検討してまいります。
80	14 27			第3次計画にあった「大学との連携」を事業として記載してほしい。	項目名（基本計画 体系図） （意見） 第2次、第3次にあった大学との連携が無くなっています。（基本目標1－2－(8)）ジェンダー平等を達成するためには、大学生等若者への啓発・学習が重要です。 27頁にある大学生向け啓発セミナーだけでは不十分です。福岡市には大学も多く、大学によってはジェンダー平等に向けた取り組みも実施されているようです。将来にわたって政治的決定の影響を最も大きく受けるのは若者ですが日本の若者の投票率は諸外国に比べたら非常に低い状況です。若者の意識改革、ジェンダー平等へ向けたエンパワーメントのためにも大学との連携を項目として復活させるよう要望します。	①	第4次計画においては、P27「1 学校教育における男女平等教育の推進」において、企業やNPO等多様な主体と連携しながら広く大学生等若年世代を対象とした啓発セミナーを実施することとしております。また、P23「(3) 多様な主体との連携・共働」の連携先として教育機関が含まれており、必要に応じて、大学とも連携して実施することとしております。

意見 番号	頁	施策 の方向	具体 的施策	意見の要旨	意見全文	意見に 対する 対応	意見に対する考え方
81	15			「雇用の分野における男女平等」を目標に掲げるべきではないか。	項目名 （働く場での女性活躍の推進） （意見） 2次計画にあった「雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保・企業等への広報・啓発」が3次計画から、「企業における女性活躍の推進」に変わっています。実態調査では非正規雇用が増え、19ページの参考指標でも職場における男女の平等感 は、平等と感じている女性の割合はわずか17.3%です。職場における男女平等は進んでいないことが推測されます。4次計画では女性活躍の基礎である「雇用の分野における男女平等」を目標に掲げ、企業への取り組みをきちんと打ち出すべきだと思います。	①	「雇用の分野における男女平等」については、参考指標として「職場における男女の平等感」を設定し、働く場での女性活躍が進むよう、意識啓発や環境整備に努めてまいります。
31	16			コロナ禍でのDV被害防止のため、対策の充実を求める。	項目名（配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止） （意見） ・コロナ禍で配偶者からの暴力被害が増えている。相談するだけではDVは止まらない。加害者の強制的な教育が必要。 ・若年層への性教育も必要と感じる。	①	性教育は、学習指導要領に基づき、性に関して正しく理解し、適切な行動をとれるようにすることを目的に、学校教育活動全体を通して指導しております。 DV加害者には自らがDV加害を行っている認識がないことが多いため、加害者が更生プログラムの受講に至るには、裁判所から加害者にプログラムの受講を命じる受講命令などの法的な枠組みの整備が必要だと思われます。 現在、我が国の裁判所命令は被害者の保護命令しかなく、受講命令の枠組みがないため、加害者対策については国による加害者更生プログラムの検討状況や法的な枠組みの整備などの動向を注視しながら、関係機関と連携した支援のあり方について検討してまいります。
54	16			重点的に取り組む施策の項目名称を「配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の防止」へ変更してはどうか。暴力の未然防止だけでなく、既存の暴力を防止する対策がされるべきである。	項目名（配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止） ①項目名についてですが、「配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の防止」の方がいいと考えます。福岡市が目指す男女共同参画社会の基本目標2には、「あらゆる暴力が根絶されとともに」とあるので、「暴力の未然防止」でなく、「暴力の防止」とすべきです。肝心なのは加害者対策であり、被害者の支援と、暴力の未然防止だけでなく、既存の暴力を抑止する対策がなければなりません。	①	基本目標2の施策の方向1については、配偶者からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの暴力について、暴力が起きてしまった後の対応だけでなく、暴力の未然防止に取り組むことが目標であるとして整理しております。 既存の暴力を抑止する対策として言及されている加害者対策については、DV加害者には自らがDV加害を行っている認識がないことが多いため、加害者が更生プログラムの受講に至るには、裁判所から加害者にプログラムの受講を命じる受講命令などの法的な枠組みの整備が必要だと思われます。 現在、我が国の裁判所命令は被害者の保護命令しかなく、受講命令の枠組みがないため、加害者対策については国による加害者更生プログラムの検討状況や法的な枠組みの整備などの動向を注視しながら、関係機関と連携した支援のあり方について検討してまいります。

意見 番号	頁	施策 の方 向	具体 的施 策	意見の要旨	意見全文	意見に 対する 対応	意見に対する考え方
17	21			拠点施設「男女共同参画推進センター・アミカス」の役割に関する記述について、「ウ 市民グループの育成・支援」の部分に第3次計画同様「NPO等」も記述すべきでないか。 また、第3次計画にあった「市民グループ活動支援事業」に関する記述もなくなっているが、事業を存続してほしい。	項目名（市民グループの育成・支援） 2点の修正を求めます。 1 第3次基本計画では、「市民グループ、NPO等の育成・支援」となっていますが、第4次素案では、NPO等が削除され「市民グループの育成・支援」に変えられています。市民の多様な活動内容や専門性に対応する組織をカバーするものとして第3次計画同様、「市民グループ、NPO等の育成・支援」とすること。 2 第4次計画素案では、第3次計画の以下の計画内容が削除されています。すなわち、「『市民グループ支援活動事業』として、市民グループ、NPO等による第3次基本計画の基本目標に沿う企画の実施に対し、経済的支援や会場の提供、広報協力、専門的立場からの助言等を行います」 アミカスの「市民グループ支援活動事業」は、これまで基本計画の内容に沿った多くの市民グループやNPO等の活動の活性化を促してきました。さらにグループ間の交流や情報の共有、活動の連携などにも大きな役割を果たしてきており、取り上げる課題の先進性により全国からの参加者やマスコミの注目も受けてきております。 したがって拠点施設としてアミカスのレベルアップを図るためには「市民グループ支援活動事業」を止めてしまうことではなく、反対にこれまでの事業を検証し、事業のさらなる強化・拡充に向けた検討が必要であると考えます。 「市民グループ支援活動事業」の存続を求めます。	③	1 「市民グループの育成・支援」についてはNPO等も含めた趣旨で記載しておりましたが、NPO等も含まれることを明確化するため、ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 P21の28行目～ ウ 市民グループ、NPO等の育成・支援 男女共同参画のまちづくりや男性の家事・育児への参画促進、女性の活躍推進など、市民グループ等の専門性を活かし、男女共同参画の機運を醸成する活動に対して、経済的支援、広報への協力などを行います。 また、市民グループ等相互のネットワークづくりや情報交換、交流の機会提供に努めます。 2 「男女共同参画の機運を醸成する活動に対して、経済的支援、広報への協力などを行います」と記載しているとおり、本文中に個別の事業名は記載しておりませんが、「市民グループ活動支援事業」は継続して実施予定としています。
105	21			アミカスにおいて、ネットワークづくりや情報交換、交流の機会提供があまり行われていない。	項目名（市民グループの育成・支援） ネットワークづくりや情報交換、交流の機会提供があまり行われていない。	①	市民グループ活動支援事業の参加グループ及び、アミカスネット登録団体を対象にした交流会を開き、ネットワークづくりや情報交換を行う機会を設けております。今後とも交流の機会創出に努めてまいります。

意見 番号	頁	施策 の方 向	具体 的施 策	意見の要旨	意見全文	意見に 対する 対応	意見に対する考え方
32	22			男女共同参画課・女性活躍推進課のアミカスへの移転は、アミカスのレベルアップにならない。	項目名（総合的な企画調整機能） （意見） 男女共同参画課・女性活躍推進課のアミカスへの移転は、他の部署との連携ができなくなりレベルアップにならない。外部の専門家を館長におくべきだ。	①	男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転につきましては、アミカス利用者や、市民の皆さまのニーズを的確に把握した事業の企画・立案など、総合的な企画調整機能の強化を図るため実施するものであり、福岡市男女共同参画基本計画（第4次）の目標達成に向けて、男女共同参画部が一体となり、関係部署との連携をこれまで以上に図りながら、しっかりと取り組んでまいります。
34	22			男女共同参画推進の主管課をアミカスに移転すべきではない。アミカスの機能強化は別の方策で検討すべきである。	項目名（総合的な企画調整機能） （意見） アミカスの総合的な企画調整機能の強化には賛成です。しかし、計画案に書かれているように主管課を本庁舎からアミカスへ移転することには反対です。移転は拠点施設の強化に資するというより逆に、ジェンダー主流化を進め、条例に基づく男女共同参画基本計画を総合的効率的に推進することを妨げるのではないかと懸念します。本来、国の男女共同参画局が内閣府に置かれているように、男女共同参画推進の主管課は、福岡市政全般に影響力のある部署に置かれるべきだと思います。国連は、ジェンダー主流化を進めるために、各国にナショナルマシーナリーの設置を提唱し、日本でも内閣府に男女共同参画局を設置して女子差別撤廃条約に基づくジェンダー平等社会の実現に取り組んでいるところです。当市において男女共同参画推進の主管部署を本庁舎から施設に移転することは世界の流れに逆行しているのではないのでしょうか。アミカスの機能強化のためには別の手立て、例えば「館長に専門家を置く」、「研究機能を高め、国内国際情報の収集・研究・発信などを強化する」、「NPO等市民グループと共働して、長期的体系的な人材育成に取り組む」等が必要だと思います。	①	
48	22			男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転に反対である。	項目名（総合的な企画調整機能） 男女共同参画課・女性活躍推進課をアミカスに移転するという件ですが、移転には反対です。男女共同参画課・女性活躍推進課は本庁内にあってこそ他部局と連携しながら市政全般においてジェンダー平等を実現できると考えます。また市長の身近な場所にあって常に市政運営の基盤に据えていただくことが私たちの願いです。アミカスとは役割が違うはずです。	①	

意見 番号	頁	施策 の方 向	具体 的施 策	意見の要旨	意見全文	意見に 対する 対応	意見に対する考え方
63	22			男女共同参画課及び女性活躍推進課は従前通り市役所本庁舎内におかれるべきである。	項目名（総合的な企画調整機能） 「総合的な企画調整機能をいっそう強化するため、企画立案部門である男女共同参画課、女性活躍推進課をアミカスに移転するなど」とありますが、国の『市町村男女共同参画計画の策定の手引き』にも「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策は広範な行政領域にわたり、部局間調整が重要となることから、これを効果的に行えるような部局に担当部署を位置づけることが望まれます」とある通り、他部署との調整を綿密に行うため、また、福岡市庁内での男女共同参画および女性活躍を推進するためにも、担当課は従来通り市役所内におかれるべきだと考えます。 男女共同参画部局を首長に近い企画調整部門に位置付けることがジェンダー主流化において重要であることは基本法が制定された当初から強調されてきたことであり、市役所から地理的に離れた場所に担当課を設置することは、福岡市は男女共同参画の理念に対する理解が欠けているという外部に対するメッセージになってしまいかねないと懸念します。	①	男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転につきましては、アミカス利用者や、市民の皆さまのニーズを的確に把握した事業の企画・立案など、総合的な企画調整機能の強化を図るため実施するものであり、福岡市男女共同参画基本計画（第4次）の目標達成に向けて、男女共同参画部が一体となり、関係部署との連携をこれまで以上に図りながら、しっかりと取り組んでまいります。
67	22			男女共同参画の拠点をアミカスに移転することに反対である。	項目名（総合的な企画調整機能） 男女共同参画の拠点をアミカスに移転することに全面的に反対します。アミカスは設立以来、本問題に対してその威力を発揮し「風は西から流れる」と言わしめました。市民に開かれた市民活動の場として、今後男女共同市民活動の場として発展していくでしょう。それを先導する拠点は市役所にあらねばなりません。市長・市議会により推進される市政＝市民の生き方は市役所の中で企画市民の日々に反映されます。その市役所からなぜそれを司る課が外に出されるのですか。課題の共有市政の基本であり、その機会均等はすべての基本であると思います。	①	
73	22			男女共同参画課・女性活躍推進課のアミカスへの移転は総合的な企画調整機能を退化させるのではないか。	項目名（総合的な企画調整機能） （意見） 「男女共同参画課・女性活躍推進課をアミカスに移転」案は目的とする総合的な企画調整機能を退化させると思う。理由・ジェンダーギャップ指数が年々下降している今、さらに総合的俯瞰的に庁内全部局と共働して施策を推進しなければ問題解決は遠のく。アミカスの活性化は大切ではあるが、局所的な解決にしかない。各部局との日常的接触でリーダーシップを取って欲しい。	①	

意見 番号	頁	施策 の方 向	具体 的施 策	意見の要旨	意見全文	意見に 対する 対応	意見に対する考え方
83	22			アミカスの機能強化には賛成だが、男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転には納得できない。	項目名（総合的な企画調整機能） （意見） アミカスを拠点施設として総合的な企画や情報提供ができる施設に機能強化することは賛成です。しかし男女共同参画課や女性活躍推進課をアミカスへ移転することで機能強化ができるとは思えません。アミカス館長が主管部長と兼務であることの問題点はあると思います。ジェンダー主流化を進め、条例に基づく男女共同参画基本計画を総合的効率的に推進するためには、国の男女共同参画局が内閣府に置かれているように福岡市の男女共同参画推進の主管部署も福岡市政全般に影響のある本庁に置かれるべきで、市民局ではなくむしろ総務企画局に移すほうがより有効ではないかと思っています。本庁からアミカスに主管課を移すということは、本庁から男女共同参画が消える？エレベーターにのっても男女共同参画が目に残ることはなくなります。到底納得できるものではありません。	①	男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転につきましては、アミカス利用者や、市民の皆さまのニーズを的確に把握した事業の企画・立案など、総合的な企画調整機能の強化を図るため実施するものであり、福岡市男女共同参画基本計画（第4次）の目標達成に向けて、男女共同参画部が一体となり、関係部署との連携をこれまで以上に図りながら、しっかりと取り組んでまいります。
106	22			男女共同参画課・女性活躍推進課のアミカスへの移転について、疑問視・反対する人がある。	項目名（総合的な企画・調整機能） 本庁にある参画課・推進課のアミカスへの移転については、疑問視・反対する方がいるのですが…。	①	
110	22			男女共同参画課・女性活躍推進課のアミカスへの移転の見直しを希望する。	項目名（総合的な企画調整機能） 福岡市の男女共同参画推進のためには、男女共同参画課・女性活躍推進課が庁内にある事が望ましいと考えます。 移転の見直しを希望します。	①	
111	22			男女共同参画課・女性活躍推進課のアミカスへの移転に反対である。	項目名（総合的な企画調整機能） 男女共同参画課、女性活躍推進課をアミカスに移転することには反対です。北九州市のムーブや久留米市のエールピアなどに比し、アミカスはその事業が男女共同参画推進のため市民に協力・指導する力が弱いように感じられます。 アミカスの強化という点は賛同しますが、そのために主管課を移転というのは論点がずれ、アミカスに移転することによって本庁の中で男女共同参画推進の力がそがれるのではないかと考えられます。	①	
116	22			男女共同参画課・女性活躍推進課は従来どおり本庁舎内に置いてほしい。	項目名（総合的な企画調整機能） 企画立案と実践課題とその成果の把握は常に大所高所の立場から行うことが必要で男女共同参画課・女性活躍推進課は強力な市長の牽引力のもとで密接に果敢に仕事を続ける為にもアミカスではなく市庁舎に従来通り設置することが望ましいと思います。	①	

意見 番号	頁	施策 の方 向	具 体 的 施 策	意見の要旨	意見全文	意見に 対する 対応	意見に対する考え方
121	22			男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転の見直しを希望する。	項目名（総合的な企画調整機能） 男女共同参画課・女性活躍推進課は、庁内にあってこそ、他部局との共働が緊密に行われ機能的な連携が図られ、他部局の実施する企画に企画立案の段階から男女共同参画の視点を取り入れることができます。国では内閣府に男女共同参画局を置いて男女共同参画推進の強化を図っています。福岡市に於いても、男女共同参画課・女性活躍推進課は市長に近い部局に置き、市長のリーダーシップの下、先進的取り組みが進められることを期待します。 依って、移転の見直しを希望します。	①	男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転につきましては、アミカス利用者や、市民の皆さまのニーズを的確に把握した事業の企画・立案など、総合的な企画調整機能の強化を図るため実施するものであり、福岡市男女共同参画基本計画（第4次）の目標達成に向けて、男女共同参画部が一体となり、関係部署との連携をこれまで以上に図りながら、しっかりと取り組んでまいります。
122	22			男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転に反対である。	男女共同参画課と女性活躍推進課をアミカスに移転させるとなっていますが、反対します。今まで通り、役所の中に、おいてください。	①	
123	22			男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスに移転すると、市民局の中の男女共同参画部の存在が薄れていくのではないかと。	項目名（総合的な企画調整機能） 男女共同参画課・女性活躍推進課がアミカスに移転すれば、市民局の中の男女共同参画部の存在が薄れていくように感じます。 今、日本は内閣府に男女共同参画局を置いて、男女共同参画推進を図っています。 国連もSDGsで男女平等を謳っています。 福岡市におかれましても、他の市に先んじて男女共同参画局を作って頂き、市長と共に先進的な市としての歩みを進めていけたらと思います。	①	
124	22			男女共同参画課及び女性活躍推進課は引き続き本庁舎内においてほしい。	項目名（総合的な企画調整機能） 福岡市の男女共同参画課・女性活躍推進課は、福岡市のすべての施策が男女共同参画の視点をもって推進されるように推進本部としての機能を持つところだと思います。今回の計画で、アミカスに移転すると聞き、大変驚いております。 飯塚市でも福岡市と同じように、男女共同参画課は本庁にあり、男女共同参画推進センターは別の場所に位置しています。 男女共同参画の視点は、どの課にも必要なものだと考えます。 職員の女性の登用、審議会の女性の登用、DVの問題、貧困の問題など、他の課と連携することがとても大切です。 ぜひ、男女共同参画の視点ももてる自治体であるために、他の課と連携しやすい本庁においてください。 飯塚市は保健センターが、別の場所にあり、保健師が子育て支援課、生活支援課、障がい福祉課、高齢福祉課などと連携取るのが大変だと聞きます。 ぜひ、本庁に男女共同参画課と女性活躍推進課を本庁におくよう、要望します。	①	

意見 番号	頁	施策 の方向	具体 的施策	意見の要旨	意見全文	意見に 対する 対応	意見に対する考え方
129	22			男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転見直しを求める。	項目名（総合的な企画調整） 男女共同参画課、女性活躍課をアミカスに移転するという案の見直しを求めます。 男女共同参画課・女性活躍推進課は、福岡市のあらゆる施策が男女共同参画の視点を持って推進されるように、男女共同参画基本計画に基づき企画立案、調整し、総合的な見地から諸施策を着実に推進していく推進本部という重要な役割があります。ジェンダーの主流化という国連をはじめ、先進国の趨勢に我が国は後れを取っています。国の第5次計画ではG G I が123位にとどまる日本の課題が明記されています。福岡市が国に先立つ模範的な取り組みを進めるために、他部局の実施する施策に企画立案の段階から男女共同参画の視点を取り入れ、ジェンダーの主流化を庁内で図ってください。本庁を離れることは、これを困難にしますので、見直しを求めます。	①	男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転につきまして、アミカス利用者や、市民の皆さまのニーズを的確に把握した事業の企画・立案など、総合的な企画調整機能の強化を図るため実施するものであり、福岡市男女共同参画基本計画（第4次）の目標達成に向けて、男女共同参画部が一体となり、関係部署との連携をこれまで以上に図りながら、しっかりと取り組んでまいります。
130	22			男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転に反対である。	項目名（総合的な企画調整） 5行目 「企画立案部門である男女共同参画課、女性活躍推進課をアミカスに移転するなど」とありますが、男女共同参画課、女性活躍推進課の移転には反対です。 男女共同参画課・女性活躍推進課は、庁内にあり、他課他部局と連携を図り、男女共同参画の施策を進める重要な役割があります。 男女共同参画課・女性活躍推進課の移転は、しないでください。	①	
74	23			七区男女協について、本庁内の担当課と直結し、各区の自治協と連携・共働する組織になってほしい。	項目名（自治協議会等との連携・共働） （意見） 校区の男女共同参画協議会が各区の自治協の下部組織になって以来、活動が形骸化したことをひしひしと感じてきた。発足時のように七区女性協は本庁内の担当課と直結した組織でありつつ、各区の自治協と連携・共働する組織になって欲しい。	②	P 23 ② 自治協議会等との連携・共働 男女共同参画が地域に広く浸透し校区が男女共同の視点に立って運営されるためには、男女共同参画推進活動が自治協議会全体の取組みに広がっていくことが重要であり、今後とも、七区男女共同参画協議会や自治協議会との連携を図ってまいります。
107	23			全国セミナーへの参加のために予算の増額をしてほしい。	項目名（国・県等との連携） ・全国セミナー（NWE C・全国女性会議）等への参加を。そのためにも予算の増額をしてほしい。	①	国立女性会館（NWE C）等の男女共同参画セミナーには、これまでも男女共同参画部の職員が参加しております。 予算の確保につきましては、各局・区の裁量で確保しております。

3. 基本目標 1

意見 番号	頁	施策 の方 向	具体 的施 策	意見の要旨	意見全文	意見に 対する 対応	意見に対する考え方
2	27	1	1	「小中学生向け男女平等副読本の作成・活用」の事業名について、「目標値を定めた」と追記してほしい。	下線部挿入 ○小中学生向け男女平等副読本の作成・ <u>目標値を定めた</u> 活用	①	第3次計画においては、事業ごとに担当課において目標を設定し進行管理・評価を行っており、小中学生向け男女平等副読本については、活用率100%を目標値として設定しております。第4次計画においても、活用率向上に向けて、目標値を定めてしっかりと取り組んでまいります。
22	27	1	1	男女平等副読本の活用について内容の充実を求める。また、主催者教育・人権教育を基礎に置いた平等教育を実践してほしい。	項目名（男女平等教育の推進） （意見） 男女平等副読本の活用については、具体的な成果目標をたて、実践と検証が必要だと思う。モデル授業なども取り入れ、生育環境で知らないうちに形成されたアンコンシャスバイアスを是正できるよう、内容の充実を求める。 また、主権者教育・個人尊重の人権教育を基礎に置いた平等教育を実践してほしい。「家族の一員としての役割を果たし」と書かれているが、「社会を支える一員として自立をするための」家庭科教育の充実ではないかと思う	①	第3次計画においては、事業ごとに担当課が目標を設定し進行管理・評価を行うこととしており、男女平等副読本については、活用率100%を目標値として取組みを行っております。 第4次計画においても、アンコンシャスバイアス及び固定的性別役割分担意識の解消に向けて、市民局と教育委員会が連携し、副読本の活用のほか、中学生向け出前セミナー等の取組みを行ってまいります。 児童生徒に最も身近な社会である家族の一員として、家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う家庭科教育の充実を図ってまいります。
44	27	1	1	男女平等副読本について、できるだけわかりやすく活用しやすいよう作成してほしい。	項目名（学校教育における男女平等教育の推進） 小・中学生向けの副読本の作成・活用とありましたが、出来るだけ読みやすく絵などを取り入れてわかりやすく作成してほしいと思います。字だけでは読みませんし、学校のホームルームの時間や、自習時間などに活用出来たら望ましいと思いました。みんなで読み、考えて発言しながら意識していく事を学べたら副読本の利用価値もありますし、活字離れしている現状ですがクラス全員で読み、一人ひとりが考えて、活発な意見交換が出来る本であってほしいと思います。	①	小学生向け副読本「はらっぱ」は平成30年度、中学生向け副読本「わたしらしく生きる」は平成29年度に改訂しており、時代に合わせた内容にイラストを修正するなどの変更をしております。 特に小学生向け副読本については、学校からも概ね使いやすいという意見であり、今後も社会情勢の変化や学校からの意見等を踏まえ、よりわかりやすく親しみやすい内容となるよう必要に応じて改訂を検討してまいります。

意見 番号	頁	施策 の方向	具体 的施策	意見の要旨	意見全文	意見に 対する 対応	意見に対する考え方
62	27	1		施策の方向1「男女平等教育の推進」において、啓発の対象を大学生に限定していることに疑問を感じる。	項目名（男女平等教育の推進） 『大学生を対象に』とか『大学生向け啓発セミナー』とありますが、なぜ大学生に限定するのでしょうか？同じ年頃の専門学校生はどうでもいいのでしょうか？平等教育と言いながら平等ではありませんね。「専修学校や各種学校は、学校教育法第1条には規定されていないものの、学校教育法の中に規定があるため、学校教育として扱われている」と書いてありますよ。また高校生についてはまったく触れていません。 同じページの上の方には『就職を迎える大学生を対象にした』と書いてありますが、下の方は就職を迎える大学生向けに啓発セミナーをするという文章構成にはなっていませんがおかしくないですか。 そもそも就職を迎えるのは高校生も専門学校生も同じです。なぜ大学生に限定するのでしょうか？というか就職云々関係なく啓発すべきでは。 変更案 ページ上の方 『就職を迎える大学生を対象とした』→『高校生・大学生・専門学校生をはじめとする学生を対象にした』 下の方 『大学生を対象に』→『高校生・大学生・専門学校生をはじめとする学生を対象に』 『大学生向け啓発セミナー』→『学生向け啓発セミナー』 義務教育ではなく誰もがいけるわけでもない大学生だけを対象にして税金を使うのは不平等です。	③	ご意見を踏まえ以下のとおり修正します。 P27 ○施策の方向1 「就職を迎える大学生等」を「大学生等」 ○「1 学校教育における男女平等教育の推進」 「大学生を対象に」を「大学生等を対象に」 ○事業名 「大学生向け啓発セミナー」を「学生向け啓発セミナー」
84	27	1		男女平等副読本の活用については、より具体的な成果目標を立てた検証が必要ではないか。	項目名（男女平等教育の推進） （意見） 男女平等副読本の活用については、より具体的な成果目標をたて、実践と検証が必要だと思います。今最も必要なジェンダー平等教育は、個人を尊重する人権教育や、主権者教育、性教育ではないかと思います。	①	第3次計画においては、事業ごとに担当課において目標を設定し進行管理・評価を行っており、小中学生向け男女平等副読本については、活用率100%を目標値として設定しております。第4次計画においても、活用率向上に向けて、目標値を定めてしっかりと取り組んでまいります。
108	27	1	1 2	市立高校、私立の学校、大学に関する男女平等教育はどうなっているのか。また、校長や園長に対して研修をしているのか。	項目名（男女平等教育の推進） ・私学・高校・大学については、どうなっているのか？ ・校長・園長に対する研修は？	①	私立の学校、大学の男女平等教育の状況に関しては把握しておりませんが、大学生等を対象に、男女共同参画に関する理解を深めるための啓発セミナーを実施してまいります。 現在実施している中学生を対象とした出前講座（セミナー）を市立高校まで拡大することについては、高校のカリキュラムの都合上難しい状況ですが、地域型保育事業所、幼稚園型認定こども園、公立保育所の保育士等を対象として「保育所職員等研修」、新任教頭を対象として「新任教頭研修」、教職員を対象として「男女平等教育研修会」を実施し、男女平等教育を推進しております。

意見 番号	頁	施策 の方向	具体 的施策	意見の要旨	意見全文	意見に 対する 対応	意見に対する考え方
69	30	3		地域や学校等で多くの場合女性が担っている役割について、具体的な活動状況の把握と男性の参画促進を支援してほしい。	地域や学校等で多くの場合女性が担っている役割(町内会、子供会、PTA等)が男性と共働化していく必要がある。具体的な活動状況の把握と、男性の参画推進を啓発・支援してほしい	①	地域における男女共同参画の推進については、地域における諸団体の長への参画状況調査等により状況把握に努めるとともに、出前講座や地域における男女共同参画推進活動の支援などにより、幅広く意識啓発に取り組みます。
5	31	4	12	「福岡市防災会議への女性委員の参画拡大」という事業を追加してほしい。	新施策の設定 ○福岡市防災会議への女性委員の参画拡大	②	政策・方針決定過程には、女性をはじめとする多様な視点の反映が必要と考えており、福岡市防災会議への女性委員の参画拡大も含め、P64「50 審議会等への女性の参画促進」において取り組んでまいります。
6	32	5	13	「国連が提唱する「持続可能な開発目標」(SDGs)の、特に第5目標の「ジェンダー平等」に向けた取り組みの強化」という事業を追加してほしい。	新施策の設定 ○国連が提唱する「持続可能な開発目標」(SDGs)の、特に第5目標の「ジェンダー平等」に向けた取り組みの強化	②	福岡市では、「福岡市総合計画」に基づき施策の推進により、SDGsの達成に取り組んでおります。 第4次計画では、目標5の「ジェンダー平等」に向けた諸施策に取り組むこととしております。 施策の方向5「国際理解・交流の推進」については、「男女共同参画講座(諸外国の状況をテーマとするもの)」において取り組んでまいります。
91	32	5		施策の方向5「国際理解・交流の推進」においてSDGsへの取り組みを大きく打ち出して全庁的に進めるべきではないか。	項目名(国際理解・交流の推進) (意見) 「男女平等に関する国連の動向や、諸外国の女性の状況などについて、市民理解を深めるため、情報提供や学習機会の提供に努めます」とありますが、国際都市をめざす福岡市として、SDGsへの取り組みを大きく打ち出して全庁的に進めるべきと考えます。	②	

